## 令和7年度

# 有馬中学校PTA定期総会



令和7年 4月24日(木)書面開催

有馬中学校PTA

## 令和7年度 有馬中学校PTA定期総会目次

#### 1. 議事

第1号議案 令和6年度事業報告に関する件

第2号議案 令和6年度決算報告、特別会計報告ならび会計監査 報告に関する件

第3号議案 令和7年度新本部役員及び会計監査委員選出に関する件

第4号議案 令和7年度事業計画案に関する件

第5号議案 令和7年度予算案に関する件

- 2. 有馬中学校PTA活動内容
- 3. 有馬中学校PTA規約
- 4. 有馬中学校PTA細則
- 5. 有馬中学校PTA個人情報保護規程

## 令和6年度 事業報告

### 【本部役員会】

活動日		活 動 内 容
	土	新旧本部役員顔合わせ・引継ぎ
		新単P会長予定者会(こどもセンター)
4月24日		令和6年度有馬中PTA総会(書面開催)
4月27日		本部役員会議 ·第1回運営委員会 ·懇親会
<b>—</b>		令和6年度市P連単P会長会(こどもセンター)
5月16日	_	
6月22日	土	本部役員会議
		市P連単P会長会 ・「教育長と語る会」・教育委員会との懇親会
7月3日	水	「保護者負担経費のあり方検討委員会」(こどもセンター)
7月20日	±	本部役員会議
8月3日	土	本部役員会議
8月18日	日	避難所開設訓練(有馬小学校)・事前打ち合わせ
8月26日	月	「保護者負担経費のあり方検討委員会」(こどもセンター)
9月1日	日	避難所開設訓練(有馬小学校)→(荒天の為中止)
9月7日	土	本部役員会議 ·第2回運営委員会
		市P連 単P会長会 ・本部役員交流会(こどもセンター) ・懇親会
9月14日	±	本部役員打ち合わせ ・地区委員&本部役員会議
9月21日	土	環境整備作業参加 ・制服リサイクル準備〜販売
9月26日	木	保護者負担経費のあり方検討委員会(こどもセンター)
10月10日	木	体育祭 駐輪場整備
10月19日	Τ	本部役員打ち合わせ
10月26日	土	単P会長会(こどもセンター)
11月1日	金	合唱祭 受付&誘導
11月9日	Τ	臨時書面総会·委任状確認
11月14日	木	交通安全教育見学
12月2日	月	保護者負担経費のあり方検討委員会(こどもセンター)
12月14日	土	本部役員打ち合わせ(社家コミセン)
1月18日	$\pm$	本部役員打ち合わせ ・単P会長会(こどもセンター)
1月22日	水	保護者負担経費のあり方検討委員会(こどもセンター)
2月1日	土	本部役員会議・常置委員会引継ぎ(広報・郊外)
2月22日	$\pm$	PTA活動研究集会·情報交換会
3月1日	$\pm$	第3回運営委員会 ·事業報告書及び名札、USB回収 ·本部役員会議(総会資料確認)
3月12日	水	有馬中学校卒業式
4月7日	月	有馬中学校入学式·会計監査
4月12日	±	入会届 確認
4月19日	土	新旧有中本部打ち合わせ、引継ぎ ・総会資料作成
4月24日	木	『令和7年度有馬中PTA総会(書面開催)』・『令和6年・7年度市P連本部事務引継ぎ・本部役員会』
		『新単P会長予定者会(こどもセンター)』

活動日	活動内容
2月3日(土)	委員会引継ぎ
4月27日(土)	第1回運営委員会
	PTA会員名簿作り〔学年・地区分け〕(学校)
5月26日(日)	門沢橋自治会ヒアリングに参加(門沢橋自治会館)
6月16日(日)	中野地区盆踊り会議に出席(中野自治会館)
6月22日(土)	今里盆踊り会議に出席(今里自治会館)
6月末	常置委員会募集プリント配付
7月3日(水)	来年度役員選出集計(学校)
7月7日(日)	中野地区盆踊り会議に出席(中野自治会館)
7月17日(水)	今里盆踊り会議に出席(今里自治会館)
7月27日(土)	本郷夏祭り会議に出席(本郷自治会館)
	中野地区盆踊り手伝い(中野ふれあい広場)
7月末	常置委員再募集プリント配付
8月3日(土)	本郷夏祭り手伝い(本郷神社)
8月4日(日)	今里盆踊り手伝い(今里グランド)
9月7日(土)	第2回運営委員会
9月14日(土)	常置委員決め(学校)
	本部・地区委員で来年度の役員について話し合い・各委員会の仕事内容の聞き取り
	来年度役員を引き受けてもらう方へお願いの電話連絡
9月26日(木)	来年度役員を引き受けてもらう方へお願いの電話連絡
10月19日(土)	来年度役員決定(本部とのLINE連絡にて終了)
3月1日(土)	第3回運営委員会
	本部へ引き継ぎ・資料整理

## 【令和6年度 成人教育委員会 活動報告】

委員長 小椋 明子 副委員長 茂木 美鈴 伊藤 優子

活動日	活動内容
2月3日(土)	新旧成人教育委員会引継ぎ 正副委員長、書記、会計選出:7名参加
4月27日(土)	第1回運営委員会:正副3名参加 第1回成人教育委員会打合せ:7名参加
5月28日(火)	第2回成人教育委員会打合せ:5名参加
6月11日(水)	家庭教育学級申し込み用紙配布
6月26日(水)	第3回成人教育委員会打合せ:6名参加(家庭教育学級担当講師と事前打ち合わせ)
7月10日(水)	家庭教育学級開催:13名参加
9月7日(土)	第2回運営委員会:正副3名参加
3月1日(土)	第3回運営委員会:5名参加 成人教育委員会引継ぎ資料整理:6名参加

## 【令和6年度 校外厚生委員会 活動報告】

委員長 岡 じゅみ 副委員長 渡辺 由佳 小宮 千恵美

_	
活動日	活動内容
2月3日(土)	委員会引継ぎ
4月27日(土)	第1回運営委員会 環境整備の日程を検討
5月2日(木)	登校指導の打ち合わせ(オンライン)
5月7日(火)	環境整備日程決め(オンライン)
6月7日(金)	PTA登校指導について(お知らせ)配布
6月18日(火)	第1回PTA登校指導(校外委員のみ) 雨のため全地区中止
6月24日(月)	環境整備資料作成
6月26日(水)	通学路改善要望提出
7月5日(金)	環境整備ボランティア募集のお知らせ配布
8月29日(木)	環境整備打ち合わせ(3名)
9月7日(土)	第2回運営委員会→環境整備打ち合わせ
9月20日(金)	環境整備の必要物品搬入
9月21日(土)	PTA環境整備
11月12日(火)	第2回PTA登校指導(校外委員のみ)
2月1日(土)	常置委員引継ぎ(3名)
2月19日(水)	第3回PTA登校指導(校外委員のみ)
3月1日(土)	第3回運営委員会

活動日	活動内容
2月3日(土)	委員会引継ぎ
4月27日(土)	第1回運営委員会
	154号打ち合わせ
5月2日(木)	広報研修会
5月9日(木)	1年2年校外学習撮影依頼、3年修学旅行撮影依頼
	先生紹介アンケート依頼
5月14日(火)	部活動写真撮影①
5月15日(水)	部活動写真撮影②
5月16日(木)	部活動写真撮影③
5月17日(金)	部活動写真撮影④
5月22日(水)	部活動写真撮影⑤
6月6日(木)	154号写真、原稿を印刷会社に提出
7月11日(木)	学校校正確認
7月15日(月)	最終確認、印刷
7月18日(木)	納品、仕分け
7月19日(金)	154号発行
9月7日(土)	第2回運営委員会
10月10日(木)	体育祭撮影
11月1日(金)	合唱祭撮影
12月	データ整理、打合せ(LINE)
1月15日(水)	155号写真、原稿を印刷会社に提出
2月1日(土)	第3回運営委員会
2月17日(月)	学校校正確認
2月22日(土)	最終確認、印刷
3月1日(土)	第4回運営委員会、納品、仕分け
3月3日(月)	155号発行予定

#### 令和6年度有馬中学校PTA決算報告書

収入の部 (△=減額, 単位=円) 考 令和6年度予算額 令和6年度決算額 令和6年度增減額 備 項 0 前年度繰越金 前年度繰越額 558,308 558,308 19,086 (569+36)×3000-1914(振込手数料) R5年度4名分会費12000 1,806,000 1,825,086 会 費 2,304 2,304 預金利息.制服売り上げ 雑収入 合 計 2,364,308 2,385,698 21,390

	項目	令和6年度予算額	令和6年度決算額	令和6年度增減額	備考
	1会議費	20,000	0	△ 20,000	総会資料代·会議費等
	2負担金	35,000	34,384	△ 616	市P連分担金、子ども110番ブレート代
	3慶弔費	100,000	50,000	△ 50,000	慶弔費等 入学祝 卒業祝
	4 旅 費	30,000	7,800	△ 22,200	役員出張旅費等
総	5記念品	300,000	257,565	△ 42,435	卒業記念品(印鑑)等
務費	6 印 刷	50,000	50,000	0	用紙代等
	7 保 険	60,000	60,566	566	PTA傷害保険料
	8消耗品	10,000	239	△ 9,761	PTA消耗品等
	9 雑 費	10,000	3,045	△ 6,955	会計監査会議費等
	総務費小計	615,000	463,599	△ 151,401	
ī	1本部運営費	10,000	10,000	0	
	2 成人教育委員会運営費	10,000	10,000	0	
委	3 広 報 委員会運営費	10,000	10,000	0	
員会	4 校外厚生委員会運営費	10,000	10,000	0	
運	5地 区委員会運営費	10,000	10,000	0	
営費	6 学 年 委員会運営費	0	0	0	令和5年度より廃止
	7 指 名 委員会運営費	15,000	4,000	△ 11,000	
	運営費小計	65,000	54,000	△ 11,000	
	1本部活動費	90,000	34,087	△ 55,913	
委	2 成人教育委員会活動費	30,000	4,679	△ 25,321	家庭教育学級費等
員	3 広 報 委員会活動費	250,000	120,322	△ 129,678	PTA便り発行諸費用
会活	4 校外厚生委員会活動費	50,000	8,607	△ 41,393	環境整備、登校指導等
動	5地 区委員会活動費	30,000	1,859	△ 28,141	地区名簿作成諸費用
費	6 学 年 委員会活動費	0	0	0	令和5年度より廃止
	活動費小計	450,000	169,554	△ 280,446	
	1 環境整備費	100,000	68,903	△ 31,097	環境整備費等
	2 ふれあい活動費	180,000	173,481	△ 6,519	各学年活動補助
特別	3 特別活動補助費	86,000	55,948	△ 30,052	生徒会補助·体育祭補助
活	4 花いっぱいの会活動補助費	170,000	158,314	△ 11,686	花いっぱいの会活動費補助
動費	5 コミュニティスクール補助費	70,000	70,000	0	
	6 周年事業準備費	50,000	50,000	0	
	特別活動費小計	656,000	576,646	△ 79,354	
予供	1予備費	578,308	205,238	△ 373,070	
備費	予備費小計	578,308	205,238	△ 373,070	
	合 計	2,364,308	1,469,037	△ 895,271	

☆収支決算額

2,385,698 - 1,469,037 = 916,661

上記の通り報告し、¥9/6 66/ を次年度繰越金といたします。 令和 7 年 4月 7日 有馬中学校PTA会長

会計監查報告

令和 6 年度海老名市立有馬中学PTA会計につき 令和 7 年 4月 7 日(月)に会計監査を実施したところ適切に 執行されその収入、支出ともに正当であり諸書類帳簿は正確に 処理されているものと認め、これを承認いたします。



#### 令和6年度 有馬中学校PTA特別会計報告

#### ≪収入の部≫

前年度	繰越金	1, 747, 270
周年事	業準備金	50,000
貯金利	息	772
合	計	1, 798, 042

#### ≪支出の部≫

体育祭	準備金	30, 000
合	計	30,000

#### ≪差引残高≫

収	入	1, 798, 042
支	出	30, 000
残	高	1, 768, 042

上記の通り報告し、1,768,042円を次年度繰越金といたします。

令和 7 年 4 月 7 日 有馬中学校PTA会長

花上祥子電

#### 会計監查報告

令和6年度海老名市立有馬中学校PTA特別会計につき、令和7年4月 7 日に会計監査を実施したところ、適切に執行され、その収入・支出とも正当であり、諸書類帳簿は正確に処理されているものと認め、これを承認いたします。

会計監査 寛文 かの代 第一前田祥子 節 しのぶ 震

## 令和7年度 新本部役員並びに会計監査委員候補者

会 長 野形 藍

副会長 佐々木 宏文

副会長 今西 みどり

書 記 青木 麻希

会 計 戸高 ゆり江

橋本 展子

会計監査 渡邉 紗江

猪熊 啓子

高田 希

#### 第4号議案 令和7年度PTA年間活動計画〔案〕※予定が変更となる可能性あり

月	学校行事(日にちは予定)	本 部	広報委員会	成人教育委員会	校外厚生委員会	地区委員会	
4月	着任式·始業式/入学式(7)	PTA総会 ※書面開催 ————————————————————————————————————					4月
	各学年保護者会	第1回運営委員会 ————					
	(1年:22/2年:21/3年:21)	『PTA入会届』配布・回収・仕分け		家庭教育学級運営研修会参加	PTA通学路要望説明会	PTA会員名簿掲載内容確認票	
	部活保護者会(22)			※動画視聴(令和7度活動休止)	※動画視聴	配布・回収・仕分け	
5月	引き渡し訓練(2)	市P総会 ※書面開催	広報編集研修会参加			(令和7度活動休止)	5月
	2者面談(7, 8, 9, 12, 13)	PTA役員研修講座参加					
	修学旅行(17~19)						
	1年野外学習(20, 21)						
	2年校外学習(30)						
6月	教育相談(2~6)	市学校保健会講演会参加	市学校保健会講演会参加	市学校保健会講演会参加	市学校保健会講演会参加	市学校保健会講演会参加	6月
	期末試験 (17~19)	「教育長・教育委員と語る会」出席		(令和7度活動休止)	登校指導実施① (日程未定)	(令和7年度活動休止)	
	学校へ行こう週間 (6/30~7/4)						
7月	学級懇談会(2)	和座海綾4市PTA全体交流会出席		市主催家庭教育学級参加		PTA常置委員·指名委員選出	7月
	終業式 (18)	参加		(令和7度活動休止)		について(意向調査)配付・回収	
						(令和7度活動休止)	
8月	始業式(26)	環境整備作業参加	環境整備作業参加	環境整備作業参加	環境整備作業実施	環境整備作業参加	8月
				(令和7度活動休止)		次年度常置·指名委員選出	
9月	1.2年教育相談 (1~5)	第2回運営委員会 ————					9月
	3年三者面談(1~5)	本部役員交流会参加	*PTAだより発行(日程未定)	*家庭教育学級開催(日程未定)		新常置·指名委員名簿作成	
				(令和7度活動休止)		(令和7度活動休止)	
10月	体育祭 (8)	体育祭の協力					10月
	合唱祭(30)	合唱祭の協力					
11月	期末試験 (11~13)	えびなっ子いきいきシンポジウム参加			登校指導実施②(日程未定)		11月
	2年職場体験(27,28)	人権啓発研修講座参加					
	三者面談 (11/28~12/4)						
12月	終業式 (24)						12月
1月	始業式 (8)						1月
	新入生入学準備説明会(21)						
2月	学年末試験 (17~19)	常置委員会引継ぎ ――――					2月
		PTA活動研修集会参加			登校指導実施③ (日程未定)		
		情報交換会参加					
3月	卒業式(11※未定)	第3回運営委員会					3月
	修了式·離退任式 (25)		*PTAだより発行(日程未定)				
4月 着任式·始業式/入学式(※未定) PTA総会 ※書面開催 ————————————————————————————————————			4月				
	<del></del>	地域との交流(青健連)	*PTAだより発行回数2回程度	*家庭教育学級開催回数1回程度			

#### 令和 7 年度有馬中学校PTA予算(案)

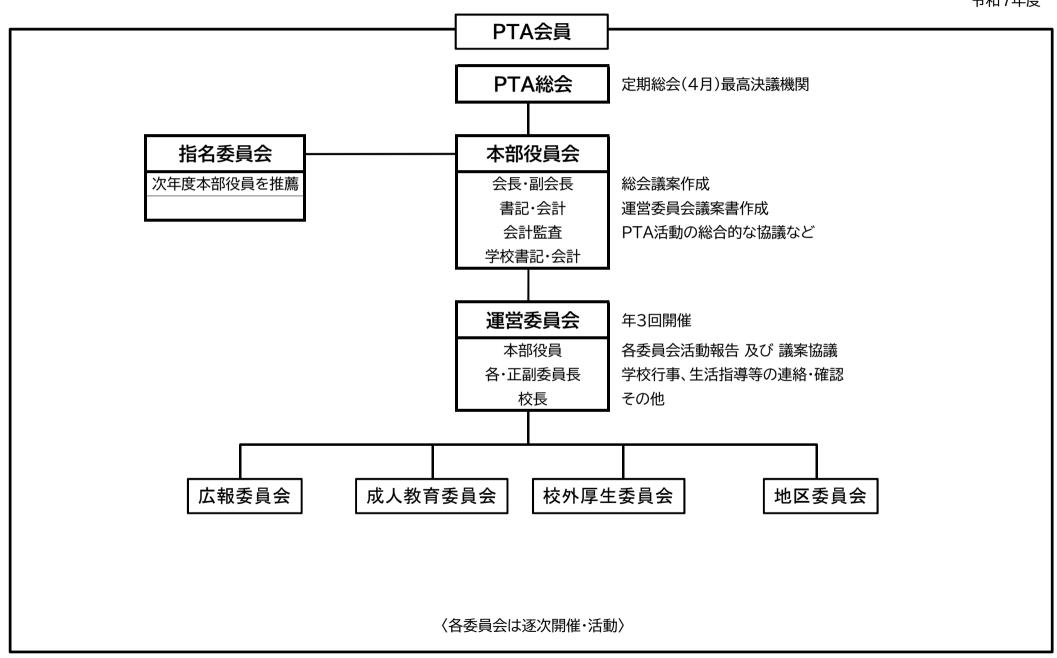
収入の部

単位;円

# * * * F1				1 1= 71 3
項目	令和6年度予算額	令和6年度決算額	令和7年度予算額	備考
前年度繰越額	558,308	558,308	916,661	会費収入までの運営費
会 費	1,806,000	1,825,086	1,020,000	( 340 ) × 3000
雑 収 入	0	2,304		利息・制服売り上げ
合 計	2,364,308	2,385,698	1,936,661	

本出の部

	支出の部 単位;円						
	項目	令和7年度予算額	令和6年度予算額	令和7年度増減額	備考		
	1 会 議 費	20,000	20,000	0	総会資料代·会議費等		
	2 負 担 金	35,000	35,000	0	市P連分担金		
	3 慶 弔 費	50,000	100,000	△ 50,000	慶弔費等		
40	4 旅 費	15,000	30,000	△ 15,000	役員出張旅費等		
総務	5 記 念 品	300,000	300,000	0	卒業記念品代(印鑑)等		
費	6 印 刷	30,000	50,000	△ 20,000	用紙代,インク代		
	7 保 険	60,000	60,000	0	PTA傷害保険料		
	8 消 耗 品	5,000	10,000	△ 5,000	PTA消耗品等		
	9 雑 費	5,000	10,000	△ 5,000	会計監査会議費等		
	総 務 費 小 計	520,000	615,000	△ 95,000			
	1本部運営費	0	10,000	△ 10,000			
禾	2 成人教育委員会運営費	0	10,000	△ 10,000			
委員	3 広 報 委員会運営費	0	10,000	△ 10,000			
会	4 校外厚生委員会運営費	0	10,000	△ 10,000			
運	5 地 区 委員会運営費	0	10,000	△ 10,000			
会運営費	6 学 年 委員会運営費	0	0	0	令和5年度より廃止		
, P	7 指 名 委員会運営費	0	15,000	△ 15,000			
	運 営 費 小 計	0	65,000	△ 65,000			
	1本部活動費	90,000	90,000	0	市P連等行事参加費等		
委	2 成人教育委員会活動費	0	30,000	△ 30,000			
員	3 広 報 委員会活動費	200,000	250,000	△ 50,000	PTA便り発行諸費用		
委員会活	4 校外厚生委員会活動費	30,000	50,000	△ 20,000	環境整備、登校指導等		
動	5 地 区 委員会活動費	0	30,000	△ 30,000			
費	6 学 年 委員会活動費	0	0	0	令和5年度より廃止		
	活 動 費 小 計	320,000	450,000	△ 130,000			
	1 環境整備費	50,000	100,000	△ 50,000	環境整備費等·花壇整備		
特	2 ふれあい活動費	0	180,000		各学年活動補助		
別	3 特別活動補助費	0	86,000	△ 86,000	生徒会補助		
活	4 花いっぱいの会活動補助費	70,000	170,000	△ 100,000	花いっぱいの会活動補助		
動費	5 コミュニティスクール補助費	50,000	70,000	△ 20,000			
貝	6 周年事業準備費	50,000	50,000	0			
	特別活動費小計	220,000	656,000	△ 436,000			
予備	1 予 備 費			0			
費	予 備 費 小 計	0	0	0			
	合 計	1,060,000	1,786,000	△726,000			



## 2. 有馬中学校PTA 各委員会の主な活動内容

令和7年度版

指名委員会	・次年度の本部役員の選考協議 (候補者へのご依頼)
地区委員会	・運営委員会への参加(年3回)
	・PTA会員名簿管理
	(案内の作成・配布・回収・仕分け)
	・次年度PTA常置委員、指名委員選出
	(案内の作成・配布・回収・選考)
	・新常置委員、指名委員名簿作成
	・新旧役員の引継ぎ(2月)
	・各研修会、講演会への参加
	※ 令和7年度 活動休止
広報委員会	・運営委員会への参加(年3回)
	・広報編集研修会への参加(5月)
	・PTA広報誌の発行(年2回程度)
	* 主に各行事での撮影及び編集作業
	・新旧役員の引継ぎ(2月)
	・各研修会、講演会への参加

#### 成人教育委員会

- ・運営委員会への参加(年3回)
- ・家庭教育学級運営研修会への参加(4月)
- ・海老名市主催家庭教育学級の参加(7月)
- ・新旧役員の引継ぎ(2月)
- ・各研修会、講演会への参加

※ 令和7年度 活動休止

#### 校外厚生委員会

- ・運営委員会への参加(年3回)
- ・校外登校指導実施(年3回)
- ・環境整備作業の実施(9月)

(参加案内の作成及び配布)

- \* 花壇の除草作業等を行います
- ・新旧委員の引継ぎ(2月)
- ・各研修会、講演会への参加

#### 3. 海老名市立有馬中学校 P T A 規約

#### 第1章 名 称

第1条 本会は、海老名市立有馬中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

#### 第2章 目 的

- 第2条 本会は、次の事項を目的とする。
  - (1) 保護者と教職員が協力し、学校教育の向上を図り生徒の幸福を増進する。
  - (2) 教育に対する理解と、保護者の認識を深める。
  - (3) 学校と家庭と地域との連絡を緊密にし、生徒の健全な発達を図る。
  - (4) 学校の教育的環境の整備を図る。

#### 第3章 方 針

- 第3条 本会は、次の方針に従って活動する。
  - (1) 生徒の教育並びに福祉のために活動する諸団体及び機関に協力する。
  - (2) 特定の宗教や政党に偏らず、営利を目的とする行為は行わない。
  - (3) 本会及び本会役員の名で公の選挙に関与しない。
  - (4) 学校の人事には干渉しない。

#### 第4章 会 員

- 第4条 本会の会員は、次の通りとし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。
  - (1) この会への会員は、有馬中学校に在籍する生徒の保護者・教職員をもって構成し、自由意思で入会し、また退会することができる。
  - (2) この会への入会希望者は、入会届を提出することによって年度内1年間入会することができる。また、退会希望者は退会届を提出することによって退会することができる。 ただし、生徒の卒業や転校又は教職員の勤務校の異動や退職により会員資格を失うものは、退会届の提出はこの限りではない。

#### 第5章 会 計

- 第5条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって賄われる。
- 第6条 本会の会費は、年額3,000円とする。また、途中退会による返金はないものとする。

- 第7条 本会の経理は、総会で決議された予算に基づいて行われる。
- 第8条 本会の会計は、本会計と特別会計の2種類とする。
- 第9条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第6章 組 織

- 第11条 本会の組織は、次の通りとする。
  - (1) 総会
  - (2) 会計監査委員
  - (3) 役員会
  - (4) 運営委員会
  - (5) 合同委員会
  - (6) 地区委員会
  - (7) 常置委員会
  - (8) 指名委員会
  - (9) 臨時委員会

#### 第7章 本部役員

- 第12条 本会の本部役員は、次の通りとする。
  - (1) 会 長 1 名
  - (2)副会長 2 名
  - (3)書 記 若干名(教員を含む)
  - (4) 会 計 2 名(1名は教員)
- 第13条 本部役員は、指名委員会が指名し、総会の承認を得て決定する。
- 第14条 本部役員の任期は、1ヵ年とする。但し再任は妨げない。
- 第15条 本部役員に欠員が生じ補充された本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第16条 本部役員の任務は、次の通りとする。
  - (1)会長は、本会の常に代表者となり、総会・本部役員会・運営委員会及び合同委員会を 召集し、総会以外の会議を司る。また、地区委員会・常置委員会・学年委員会及び臨 時委員会に出席し意見を述べることができる。
  - (2) 会長は、指名委員会を招集する。
  - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
  - (4) 書記は、議事及び重要事項を記録するとともに、本会の事務を処理する
  - (5) 会計は、本会の経理事務を処理し、総会に報告する。

#### 第8章 会計監査委員

- 第17条 本会に3名の会計監査委員を置く。
- 第18条 会計監査委員は、指名委員会が会員より指名し、総会の承認を得て決定する。
- 第19条 会計監査委員の任期は、1ヵ年とする。
- 第20条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計を監査し、定期総会に報告する。

#### 第9章 総 会

- 第21条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。
- 第22条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度始めに、臨時総会は会長が必要と認めた時、または全会員の3分の1以上の要求があった時に開催する。
- 第23条 総会は、全会員の5分の1以上の出席がなければ成立することができない。 但し、委任状をもって出席にかえる事ができる。
- 第24条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

#### 第10章 役員会

- 第25条 役員会は、本部役員及び校長をもって構成され、その任務は次の通りとする。
  - (1) 学校運営との調整を図り、本会のよりよい運営ができるよう努める。
  - (2) 各委員会との連絡を密にし、年間事業と予算の調整を図る。
  - (3)総会・運営委員会及び合同委員会の議案の立案及び調整に努める。

#### 第11章 運営委員会

- 第26条 運営委員会は、本部役員・地区委員会正副委員長・各常置委員会正副委員長及び校長をもって構成する。
- 第27条 運営委員会は、本会の執行機関であり、その任務は次の通りとする。
  - (1) 本会の運営に関する案件を審議し処理する。
  - (2) 地区委員会、常置委員会の構成について審議する。
  - (3)総会に提出する議案及び議事日程の立案に努める。
  - (4) 細則の制定及び改廃を審議し処理する。但しその結果を総会に報告する
  - (5) 緊急重要事項を審議し処理する。
- 第28条 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席で成立し、過半数で議決される。

#### 第12章 合同委員会

- 第29条 合同委員会は、本部役員・地区委員・常置委員の全員及び校長をもって構成する。
- 第30条 合同委員会の必要事項は、細則に定める。

#### 第13章 地区委員会

- 第31条 本会は、地域との交流・連絡調整及び地域活動への参加・協力を目的として地区委員会を置く。
- 第32条 地区委員会の必要事項は、細則に定める。

#### 第14章 常置委員会

- 第33条 本会は、その目的を遂行するため常置委員会を置く。
- 第34条 常置委員会の必要事項は、細則に定める。

#### 第15章 指名委員会

- 第35条 本会の会長は、本部役員候補者の推薦及び会計監査委員候補者の指名のため、指名委員会を 召集する。尚、委嘱した指名委員を必要に応じて公表する。
- 第36条 指名委員会の構成並びに必要事項は細則に定める。

#### 第16章 臨時委員会

- 第37条 本会の会長は、各委員会の任務以外の事項を協議するため、運営委員会の承認を得て臨時委員会を置く事ができる。
- 第38条 臨時委員会の必要事項は、細則に定める。

#### 第17章 慶 弔

- 第39条 本会は、会員及びその親族の慶弔につき意を表す。
- 第40条 慶弔の規程は、細則に定める。

#### 第18章 個人情報の取り扱い

第41条 本会は、個人情報の取り扱いについて、別に定める。

#### 第19章 改 正

- 第42条 本規約の改正は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要求があった時、総会に提案する。
- 第43条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

#### 付 則

本規定は、昭和52年5月6日から施行する。

昭和53年5月 4日 一部改正

昭和54年4月26日 一部改正

昭和55年4月25日 一部改正

昭和58年4月21日 一部改正

平成 元年4月22日 一部改正

平成 9年6月 7日 一部改正

平成13年4月28日 一部改正

平成15年4月26日 一部改正

平成31年4月27日 一部改正

令和 6年4月24日 一部改正

令和 6年11月9日 一部改正

#### 4. 海老名市立有馬中学校 P T A 細則

#### 第1章 合同委員会

- 第1条 合同委員会は、運営委員会が必要と認めた時開催する。
- 第2条 合同委員会は、運営委員会の拡大委員会であり、その決議に従うものとする。
- 第3条 合同委員会の任務は、規約第11章運営委員会・第27条、第28条に準ずる。

#### 第2章 地区委員会

- 第4条 地区委員の地区及び数は、運営委員会の決議による。
- 第5条 地区委員会は、全地区委員の互選により委員長1名、副委員長1名程度を選出する。

#### 第3章 常置委員会

- 第6条 常置委員の種類及び数は、運営委員会の決議による。
- 第7条 常置委員会の種類と任務は、次の通りとする。
  - (1) 広報委員会は、PTA広報に関する事業を計画し遂行する。
  - (2) 成人教育委員会は、家庭教育・成人教育に関する事業を計画し遂行する
  - (3) 校外厚生委員会は、学校内外の生徒の生活環境に関する事業を計画し遂行する。
- 第8条 各委員会は、互選により委員長1名、副委員長1名程度を選出する。

#### 第4章 指名委員会

- 第9条 指名委員会は、各地区より選出された委員2名及び、教員2名で構成される。
- 第10条 各地区より選出される2名の委員は、会員でなければならない。但し、役員経験者の場合は、 この限りでない。
- 第11条 指名委員会は、委員の互選により、教員以外から委員長1名、副委員長2名を選出する。
- 第12条 指名委員は、役員及び会計監査委員となる事はできない。
- 第13条 指名委員会の任期は、発足より次の定期総会終了時までとする。

#### 第5章 臨時委員会

- 第14条 臨時委員会は、その案件に応じ若干名の委員で構成する。
- 第15条 臨時委員会は、審議内容を運営委員会に報告し承認を得なければならない。
- 第16条 臨時委員会は、その任務が終了した時に解散する。

#### 第6章 慶 弔

第17条 弔事につき、次の通りとする。

会員及び在校生の死亡・・・ 金10,000円と生花

第18条 以上の外、役員会が必要と認めた時は、別途慶弔の意を表すことができる。 但し、運営委員会に報告することとする。

#### 第7章 個人情報の取り扱い

第19条 個人情報の取り扱いについては、別に定める。

#### 第8章 改 正

第20条 改正した本細則は、次の定期総会に報告しなければならない。

付 則

本規定は、

平成 9年6月 7日 一部改正

平成10年度 実施

平成13年4月28日 一部改正

平成29年4月22日 一部改正

平成31年4月27日 一部改正

令和 6年4月24日 一部改正

#### 5. 海老名市立有馬中学校 P T A 個人情報保護規程

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 個人情報の利用目的の特定等(第4条-第6条)
- 第3章 個人情報の取得の制限等(第7条-第8条)
- 第4章 個人データの第三者への提供の制限等(第9条-第10条)
- 第5章 保有個人データの開示、訂正・削除(第11条-第12条)
- 第6章 組織及び体制 (第13条-第15条)
- 第7章 雑則(第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、海老名市立有馬中学校PTA (以下「本会」 という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、 本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
  - (2) 保有個人情報 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそ があるもの以外をいう。
  - (3) 本人 前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者 個人の保護者をいう。
  - (4) 役員 本会の役員会を構成する者をいう。
  - (5) 運営委員 本会の運営委員会を構成する者 (役員を含む)をいう。

(6) 従業者 本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、 実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(個人情報保護管理者)

- 第4条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。
- 2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理及び保存並びに開示 及び訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
- 3 個人情報保護管理者は、 複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理 者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(利用目的の特定)

- 第5条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決める。 (個人情報の収集)
- 第6条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。 なお本会は、 要配慮個人情報 (思想、信条及び宗教に関する個人情報 並びに社会的差別の原因となる個人情報) については取得しないものとする。

第3章 個人情報の取得の制限等

(個人情報の利用の制限)

- 第7条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を 遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当事務の遂 行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の管理)

- 第8条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保及び正確性の維持のため、次の号に 掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。
  - (1) 紛失、 破損その他の事故防止

- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去
- 2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託する時は原則として委 託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかに受託者 に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第4章 個人データの第三者への提供の制限等

(第三者への提供の制限)

- 第9条 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各 号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を 遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務 の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同 して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目 的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらか じめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任 を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に 通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者からの提供)

第10条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目「対象者の同意の有無」について確認し記録する(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする)。 ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、 本人の同意 を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を 遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務 の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第5章 保有個人データの開示、訂正・削除

(個人情報の開示請求)

- 第11条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。 ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正又は削除請求)

- 第12条 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- 2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第6章 組織及び体制

(苦情の処理)

- 第13条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)については必要な体制整備を行い、苦情があった時は、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。
- 2 苦情対応の責任者は、本会会長とする。
- 3 本会会長は、 苦情対応の業務を運営委員に委任することができる。その場合は、あらかじめ運営委員を指定し、 その業務の内容を明確にしておくものとする。

(漏えい時などの対応)

- 第14条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その 旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

(研修)

第15条 個人情報保護管理者は、役員、運営委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第7章 雜則

(雑則)

第16条 本規程の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。

2 本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月27日から施行する。